

9月1日は「防災の日」 もしものときあなたのお住まいは大丈夫ですか？

近年、全国各地で地震が相次いで発生しており、南海トラフ地震の発生も懸念されています。大規模な地震はいつ発生してもおかしくありません。特に、旧耐震基準で建築された木造住宅は倒壊の危険性が高いとされているため、この機会に住宅の耐震性を確認し、必要な対策を進めましょう。

まずは無料耐震診断から始めましょう

木造住宅無料耐震診断

- 対象** ○昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法)で、現在も居住しているもの
○昭和56年6月1日から平成12年5月31日(新耐震基準)に建築された木造住宅(在来軸組構法)で現在も居住しているもの
※所有者による検証が必要です。

木造住宅耐震改修費補助金

対象:旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断の結果、耐震基準を満たさなかった住宅に行う耐震改修工事

補助金:改修費用の8/10で上限120万円

※補助金を受けるには詳細な条件がございます。

詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

問 都市計画課 ☎441・7112

空家等の適切な管理は所有者等の『責務』です

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理するよう努めなければならないとされています。

管理が不十分な空家等は、建物や塀、樹木などの倒壊・落下、雑草の繁茂などにより、近隣住民や通行人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあります。また、管理不全が原因で他人に損害を与えた場合には、所有者等が損害賠償などの責任を負うことがあります。

事故やトラブルを未然に防ぐため、日頃から空家等の状態を点検し、必要な修繕や除草など、適切な管理をお願いします。

空家等の適切な管理のポイント



空家等のお悩みについて、お気軽にご相談ください。

問 都市計画課 ☎441・7112